低入札工事特記仕様書

　地方自治法施行令第167条の10第１項に基づく「南伊豆町低入札価格調査制度実施要領」の規定による調査対象者が落札した場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

１　補充技術者の配置

　主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第１項に規定する者と同等以上の技術者を専任で１名現場に配置しなければならない。この技術者は補充技術者と呼び、主任技術者（監理技術者）を補佐し、工事の品質確保に努める。なお、主任技術者（監理技術者）及び補充技術者を兼ねることは禁止し、別紙「補充技術者通知書」を提出する。また、低入札調査時の補充技術者と異なる技術者を配置した場合、南伊豆町工事請負契約等に係る指名停止要綱（平成12年８月28日付け要綱第22号）別表第１第１号に該当する場合がある。

２　監督体制の強化等

(1)施工体制台帳、下請負人通知書の提出及びその内容のヒアリング

ア 請負者は町長の求めに応じて、施工体制台帳及び下請負人通知書を町長に提出しなければならない。

イ 上記書類の提出に際して、その内容のヒアリングを町長から求められたときは、請負者は応じなければならない。

(2)施工計画書の内容のヒアリング

　　仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを町長から求められたときは、請負者は応じなければならない。

３　その他

　その他必要な事項は、「南伊豆町低入札価格調査制度実施要領」の規定による。

別紙

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補充技術者通知書１　工事名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事　　　　（　　　　　年　　月　　日契約締結）２　補充技術者の氏名等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 職 名 | 氏　　　名 | 資格区分 |
| 第７条第２号 |
| 補充技術者 |  |  | イ　ロ　ハ |

先に請負契約を締結した建設工事の補充技術者の氏名等を、上記のとおり通知します。　　年　　月　　日発注者　職名　　氏　　　名　　様住　所請負者　商　号氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞ |

備考　資格区分欄は、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。